

平成 30 年 11 月 26 日

〒 100-8920 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1-14

東京地方裁判所 御中

TEL 03-3581-5411

訴 状

原告（選定当事者） 津崎 尚道
原告（選定当事者） 肥後 信嗣
原告（選定当事者） 奉木 則夫
原告（選定当事者送達場所） 立山 徹



被告 小野 誠

〒 174-0041 東京都板橋区船渡 3 丁目 2-9

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 7250 万円

貼付印紙額 金 239000 円

予納郵券 金 6000 円

当事者の表示

原告については、別紙「当事者目録」記載のとおり、上記選定当事者を除く他の原告 721 名の押印については、別添「選定書」におけるものを援用する。

請求の趣旨

1 被告は各原告に対して金 10 万円及びこれに対する平成 30 年 5 月 10 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- 2 被告はインターネット上の被告が現在運営するページその他のすべての方法で謝罪し、原告らの名誉を回復する処置をとること。
※別紙1に謝罪に際しての方法、仕様の一部を示す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 上記1につき、仮執行宣言。

請求の原因

第1 本件の概要

本件は、被告小野誠（以下「被告小野」という。）が、寄付金を原資として日本における種々の不正を正す活動を行っている原告らの活動に対して、インターネット上のサイト等で、数々の虚偽の事実を適示して活動を貶め、侮辱して、憲法に定めのある、思想信条の自由に基づく適法な活動の自由を妨害し、原告らの名誉を棄損して、原告らの人格権と人格的利益を侵害したことに対する損害賠償請求である。

第2 当事者

(1) 原告ら

原告らは平成28年6月頃より、寄付金を原資にして被委任者を立て被委任者によって日本における売国的犯罪行為の告発を検察を行い、あるいは憲法に違反する声明を頻繁に発出する弁護士会については自らが行う懲戒請求を通じて是正を促し、その他、入国管理局へ不法滞在の疑いのある者についての通報を行い、日本政府に対しては首相官邸メールを用いた請願等を通じて、日本の不正な状態の是正を試み、自らも寄付を行い、または、寄付行為のみを通じて前述の運動を支援した者や、最近は代表者を選ぶか、自ら集団訴訟の原告団の一人となって、上記の活動を行っている者たちの一部である。

(2) 被告小野誠

被告小野誠（以下、「被告小野」という。）は、インターネット上に『日本を今一

度せんたくいたし申候』(甲号証1-1)なる動画を中心としたウェブページ(現状、ガイドライン違反で閲覧不可)を開設しており、現在は『「余命に」天誅！余命そして三年時事日記のウソとワナを暴く。』(以下「被告ブログ」という。)なる(甲1号証-2)原告らに対する悪意に満ちたサイトを運営する者であると共に、動画サイトで自己が撮影した動画その他を掲載し、あるいは生放送を行う所謂ユーチューバーである。

第3 被告の不法行為

以下、被告小野が行った違法行為について各個の事案ごとにその不法性を示す。

(1) 被告小野は本訴状(以下略) 第1の(1)で述べた寄付行為について、インターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで、以下の【詐欺】なる事実無根のレッテルを貼り、寄付による活動にかかる原告らの名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。

イ) 被告小野は、第2の(2)に示した被告ブログ(2018年5月22付)において原告らの寄付や使途について寄付金詐欺と称し(甲2号証-1)、さらに同ページ上で

『【21,788,858円集めて放置、奉納金流用？】』

『靖国神社みたま祭り献灯でごまかそうと画策』

などと書いているが、これは虚偽である。なぜなら寄付金は第2の(1)に示したような各種活動の経費や、そのための会の会員費、事務所費、事務経費、事務消耗品費として使われており、さらに経理、税務については専門の士業事務所に委託もしくは指導を受けているからである。

ロ) さらに動画中継(以下「被告チャット」と呼ぶ。)(甲2号証-2)の平成30年9月27日に実施された回で11分30秒頃から

「そして信者にとっては、信者(ブログ読者や原告ら:原告注記)にとってはですね、靖国神社に奉納するよというお題目といいますか、目標といいますか。その文句に騙されて、ついつい献金をしてしまう。」

と発言し、他にも

「いいですか。靖国の名前を使って、2200万円の金を集めてるんですよ。

(中略) 玉串料として靖国神社に入るんであれば喜んで、と、玉串料というのは実際、昇殿参拝とかね、昇殿参拝まで靖国神社に参拝して賽銭箱にぽへんと投げ入れる、というのをイメージさせて、2200万円。」

等と発言しているが、これも虚偽である。そもそも一連の寄付については靖国神社に芳名帳を奉納する事を前提に寄付を募ったのではない。付け加えれば、寄付者の名前を記入した奉納台帳と言われる CD の件も、余命三年時事日記の主催管理人が自身の資金を靖国神社に奉納する際、玉串料と共に日本の不正な状態を正す活動に賛同協力した原告らの氏名を、後世に残すための手段として、CD 化して奉納したいと考えた副次的な事案である。

また、特に、上記引用後段の『靖国の名前を使って～』の発言の後に「それは靖国玉串料としてそのまま金額をね、納める、な～んちゅうね、てことは言ってなくて余命の懐から 100 万円単位のこれねえ言い方が嫌らしいんですよね、100 万円「単位」と、(後略)」(甲 2 号証-2)

と発言しており、前段の部分で事実誤認を誘導しておいて、発言のごく一部で訂正とおぼしき文言を入れてアリバイとする姑息な手法は、イ) に示した『【21,788,858 円集めて放置、奉納金流用?】』の文言における最後の疑問符を含め、被告の悪質性を示す典型的な例とある。

以上のような事実から、被告小野が事実無根のレッテル貼りで、原告らを貶めて人格権や人格的利益を棄損しているのはあきらかである。

(2) また、被告小野は、第 2 の(1)における原告らの一部もしくは行動を共にして、各種活動のために実作業を行っているグループ（以下「余命プロジェクトチーム」という。）及びメンバーに対して、同じくインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで、以下のように悪質かつ下品で侮蔑的な表現、呼称、映像を用いることにより、名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。

イ) 平成 30 年 4 月 24 日の被告がユーチューブにアップした動画（以下「被告動画」という。）の冒頭部分で『で、たった一人残っている秘書、これがですね、本当に性格の悪い、私の人生の中で、これほど腹黒いというか、えげつないというか、まあ、みた（：見た？）ことなかったですねえ。』と述

べている。(甲3号証-1)

ロ) さらに同じ動画で

「まあ、今まで一人暮らしをしたことがないし、もちろん、男性との、なんていいますかね、婚姻関係も多分、なかつたと、ゆうねえ、生活力という意味で全くゼロ。その人間が、余命さんという方を、独り占めしたと。いうことで、ま、その、本の、文章の校正は、そこそこできるんですけど、それ以外が全く何もできない、人間なんですね。」

とも言い(甲3号証-1)、勝手な憶測で、無関係の人を貶めるのみならず、他の小野誠のブログのタイトル等においても侮蔑的な文言を繰り返し使用している。

ハ) また、被告小野は余命3年(三年の時期もあり)時事日記(以下「時事日記」という。)の主催管理人に『あのよぼよぼの情報弱者の余命がですね』と言い(甲2号証-2)、さらにイ、ロで述べた人物及び原告らの時事日記にコメントを投稿した人物その他に対しても動画の中で再三『ばばあ』などと呼称している。(甲3号証-2)

このような言動は原告らや他への侮辱である。そして本動画を含む請求原因となった被告小野の数々の言動は、全てにおいて論理性を著しく欠いており、また、主張の根拠となる具体的な事実を何一つ示しておらず、單なる悪口のたぐいであることはあきらかである。

ニ) さらに本項の冒頭部分で述べた画像つまり、被告小野がモンタージュと称している画像(甲3号証-3)について検証すれば、被告小野はこのような画像をどこかの老齢者の画像を素材に製作したと思われるが、このような行為は原告らのリーダーや、素材とされた人物のみならず、さも高齢者を醜悪な存在のように表現して、老人を平然と貶める、恥すべき人物と断言せざるを得ない。

そのほかにも、時事日記主催管理人に対し『人喰い詐欺の化物の的は?』(甲3号証-4)等とものべている。

原告らは上記のように被告小野によって人格権その他を侵害されたのであり、

以上をもってしても、被告の数々の不法行為はあきらかである。

(3) 他にも、被告小野は以下に示すとおり原告らと余命プロジェクトチームの活動にレッテル貼り、つまり不当な呼称等を用いることで、あたかも原告らが、違法、不法行為を行っているかの如き印象操作をインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで繰り返して行い原告らの名誉を棄損し、思想信条に基づく適法な活動を阻害した。

イ) 上記(1)のイ)に示すように詐欺と言う呼称を頻繁にもちいていること。

ロ) 詐欺以外にも、被告ブログや被告動画のタイトルにおいて以下に列挙するようなたぐいの文言を頻繁に用いている。

『余命の犯罪』『奉納金流用』『犯罪行為』『脅迫』(甲2号証-1)

『罪悪感自覚』『個人情報漏洩』(甲4号証-1)

『寄付・詐欺事件として、刑事訴追の可能性』(『余命と秘書が詐欺、不正行為を続けると』甲4号証-2)

以上の行為は、原告ら個人の尊厳と法の精神を踏みにじる行為であり、どのような思想心情においても容認されることはあきらかである。

(4) さらに、被告小野は、原告らおよび活動に参加する者の個人情報を、被告チャットや被告小野が開設した動画サイトやその他のインターネット上の不特定多数が閲覧可能なサイトで繰り返し実名公開するのみならず原告らの運動に不参加、もしくは関与していない家族とおぼしきものの氏名まで公開するという個人情報保護法違反を繰り返している。

上記に示した被告小野の不法な言動は、個人情報保護法違反のみならず、憲法で認められたプライバシー権をも侵害する極めて悪質な行為である。

第4 原告らの損害について。

(1) 被告小野の行為、つまり、上掲の第3の(1~4)各項目示した不法行為と、その証拠である甲1~4号証に示した事実は、思想信条についての議論、反論の範囲をはるかに逸脱しており、更に社会的常識に則った、政治思想活動に関する議

論や反論という点においても到底許容されない誹謗中傷であり、これら数々の被告小野の行為により原告らは精神的苦痛をうけた。

- (2) 特に、第3(2)の(二)に示した原告らのリーダーたる時事日記主催管理人に対する人物表現や『人喰い詐欺の化物の的は?』というタイトルは、原告だけではなく一般的な常識や社会通念においても、許容されない誹謗中傷、侮辱にあたり、以上の、つまり原告らのリーダーたる人物が誹謗中傷されることで原告らの精神的苦痛は倍加した。
- (3) 以上のように原告らは、被告小野誠による不法で事実無根、かつ、屈辱的な虚偽表現等による行為により大いなる精神的打撃を被ったのみならず、憲法で定められた思想信条の自由や、表現の自由等の権利を侵害されたことはあきらかであり、かつ、特に名誉権、名誉感情という人格権と人格的利益においてこれ等を著しく侵害されたものである。
- (4) また第3(4)に述べた、被告小野誠の個人情報保護法違反により、実名その他の個人情報を公開された者については、今後、長期にわたり、重大な人格権・人格的利益に関する損害を被る可能性が大いに懸念される。

第5 総 括

以上、被告小野の行った数々の不法行為により原告らが受けた損害はばかりしない。また、以上のように、引用等ではなく、被告自らが、何人でも閲覧可能なインターネット上で、虚偽・捏造により原告らを貶めたことや、悪質な誹謗中傷の文言や画像を用い、それを、コピー&ペースト（複製転載）が可能なインターネット環境で行ったことは取り返しのつかない不法行為とある。

その結果、原告らは将来にわたり不利益を被るのであるから、その損害は各原告につき 10万円を下らない。

よって被告小野に対して民法709条及び710条に基づく損害賠償請求と、民法723条に基づく名誉回復処置を求めるものである。

- 以 上 -

当事者目録

原 告

〒213-0006

川崎市高津区北見方1丁目9番12号エミグランド301

原 告 (選定当事者) 津崎 尚道



〒194-0005

町田市南町田 3-44-16 日の出コーポ 103

原 告 (選定当事者) 立山 徹



〒121-0055

足立区加平 1-6-14

原 告 (選定当事者) 傘木 則夫



〒164-0011

中野区中央 5-42-4 クラムプレイス 302

原 告 (選定当事者) 肥後 信嗣



(送達場所) 上記原告 立山 徹 の住所

選定者

上記選定当事者 4名を含む別紙選定者目録記載の 725 名。

被 告

〒174-0041

板橋区船渡 3-29

被 告 小野 誠

- 以 上 -